

証券コード 4880
2023年1月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目19番5号
セルソース株式会社
代表取締役社長 裙 本 理 人

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会では「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入いたしました。これにより、本総会会場にご来場いただかなくても、会場の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能になりました。株主の皆様におかれましては、「株主総会バーチャル参加のご案内」をご確認のうえ、ご自身の健康と安全面を最優先にご検討いただき、当日のご来場は極力控えていただきますようお願い申し上げます。

なお、本バーチャル株主総会は「参加型」で実施いたします。当日、インターネットにてご参加いただく株主様は、当日の議決権行使を行うことはできかねます。事前に議決権を行使いただける場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面もしくはインターネット等にて議案に対する賛否をご表示いただき、2023年1月26日（木）午後5時まで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

本総会会場にてご出席を希望される株主様は「株主総会当日のご注意」のご確認をお願いいたします。なお、ご来場いただきましても発熱・咳等の症状が見受けられる株主様、マスクをご着用いただけない株主様、検温にご協力いただけない株主様については入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月27日（金曜日）午前11時
（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタコンファレンス 4A
3. 会議の目的事項
（報告事項） 第7期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
（決議事項）
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の
件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cellsource.co.jp/ir/documents/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cellsource.co.jp/ir/documents/meeting/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご 推 奨

書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2023年1月26日(木)
午後5時までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2023年1月26日(木)
午後5時までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

※ご来場いただいても、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

株主総会開催日時

2023年1月27日(金)
午前11時

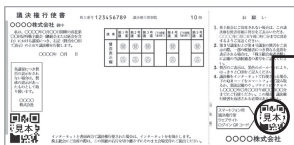
インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

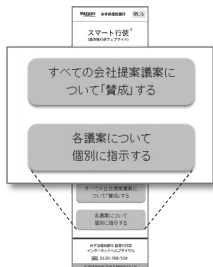
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは特許庁ウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回**に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

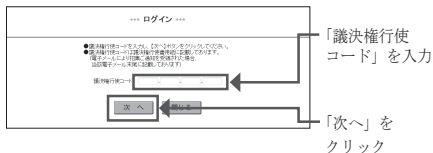
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

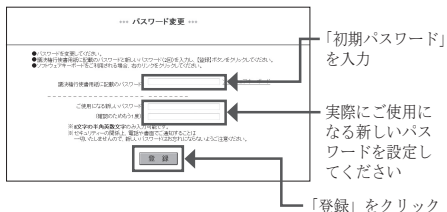
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。




- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間
年末年始を除く午前9時～午後9時

株主総会バーチャル参加のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによる配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時について

2023年1月27日（金曜日） 午前11時～株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前10時30分頃に開設予定です。

※天変地異やライブ中継を担うスタッフの新型コロナウイルス感染等により、配信できなくなる可能性がございます。配信中止の際は、当社ウェブサイトにてご案内しますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

2. バーチャル参加に関するお手続き

バーチャル参加される株主様は、2023年1月25日（水曜日）午後5時までに、以下ウェブサイトよりお申し込みください。お申し込みの際には「氏名」、「株主番号」及び「メールアドレス」をご入力いただく必要がございます。

ウェブサイト：

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_JmXeVooNR7-X9q1GzzR4YA



3. バーチャル参加に伴う注意事項

- ①バーチャル参加につきましては、代理人による出席は、お受けいたしません。
- ②バーチャル株主総会はインターネット（パソコン・スマートフォン等）を利用してバーチャル参加する必要があります。
- ③バーチャル参加いただくにあたり、参加場所及び通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。株主様の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル参加できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ④当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行います。通信障害等により株主様がバーチャル参加できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ⑤バーチャル株主総会に参加いただくには、別途Zoomアプリが必要となります。
- ⑥バーチャル参加された株主様の行為が株主総会の秩序を乱すと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただきます。

- ⑦当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。
- ⑧バーチャル株主総会への参加登録に必要な情報を第三者に共有すること、バーチャル株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ⑨バーチャル株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ⑩当社取締役及び監査役につきましても、議長を除き、原則インターネットを通じた出席とさせていただき、臨場いたしません。なお、議長につきましても、状況に応じ、インターネットを通じた出席とさせていただく可能性がございます。

株主総会当日のご注意

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日にご出席いただく株主様におかれましては以下留意点をご確認のうえご参加いただきますようお願い申し上げます。

ご来場の際しての留意点

- ◎必ずマスクをご着用のうえ、ご来場ください。
- ◎当日は、受付において検温させていただき、37.5℃以上の発熱のある株主様や、体調がすぐれないようにお見受けする株主様、マスクのご着用、アルコールによる手指消毒にご協力いただけない株主様につきましては会場へのご入場をお断りさせていただきます。
- ◎会場内におきましても、体調がすぐれないようにお見受けする株主様は、運営スタッフがお声がけし、ご退場をお願いする場合がございます。スタッフの指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ◎議長を含め全ての出席役員と当社スタッフはマスクやフェイスシールドを着用させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、2014年11月の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下、「再生医療等安全性確保法）」と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」施行を踏まえ、再生医療関連事業の産業化推進と同業での新たな価値創出を目指し2015年11月に創設され、当事業年度は第7期となります。

当事業年度におきましては、新型コロナウイルスの継続的な感染拡大により東京都を含む複数の都道府県において新型コロナウイルス感染症対策が継続され、医療機関への来院患者数が減少する等、業績への一定の下振れ圧力があつたものの、提携医療機関の一層の開拓を継続して進めた結果、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了した下半期を中心に医療機関からのオーダー件数が順調に伸長し、通期では大幅に加工受託件数が増加しました。また、持続的な成長を実現するため、積極的な人材採用や研究開発への投資を進めたことからコストが増加しましたが、効率的な経営を推進した結果、売上高営業利益率（営業利益率）は36.8%（前事業年度比2.8ポイント増）に改善いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は4,273,829千円（前事業年度比46.3%増）、売上総利益は3,064,300千円（前事業年度比47.7%増）、販売費及び一般管理費は1,493,247千円（前事業年度比38.1%増）、営業利益は1,571,052千円（前事業年度比58.3%増）、経常利益は1,583,639千円（前事業年度比57.4%増）、当期純利益は1,017,842千円（前事業年度比56.3%増）となり、創業以来6期連続の増収増益を達成いたしました。

各サービス別の概況は、以下のとおりです。なお当社は、前事業年度より「再生医療関連事業」の単一セグメントを採用しております。サービス別の概況は、以下のとおりです。

(加工受託サービス・コンサルティングサービス)

加工受託サービス又はコンサルティングサービスの契約を締結した提携医療機関数が前事業年度末から350院増加し、当事業年度末には1,378院と順調に拡大いたしました。その結果、血液由来加工受託サービスと脂肪由来幹細胞加工受託サービスを合計した加工受託件数が前事業年度の15,142件から当事業年度は23,162件に増加するなどし、加工受託サービス・コンサルティングサービスの売上高は伸長しました。

上記の結果、当事業年度の加工受託サービスの売上高は2,776,035千円（前事業年度比51.4%増）、コンサルティングサービスの売上高は356,378千円（前事業年度比14.2%増）となりました。

(医療機器販売)

医療機器販売は、主に美容クリニック等の医療機関に脂肪吸引機器等の医療機器を販売しております。当事業年度の売上高は、取引先への販売の拡大に伴い670,124千円（前事業年度比4.5%増）となりました。

(化粧品販売その他)

化粧品販売はBtoCモデルとBtoBモデルがあります。BtoCモデルは、主に自社Webサイトを中心に自社の化粧品を販売しております。またBtoBモデルは当事業年度に立ち上げており、自社で開発した化粧品原料を販売会社に提供、及び販売会社の委託を受けて自社化粧品原料を用いたOEM製造・販売をしております。当事業年度は、BtoBモデルが伸長し、売上高は471,290千円（前事業年度比249.4%増）となりました。

当社が経営上の主要係数としてモニタリングしている加工受託サービス又はコンサルティング契約を締結した「提携医療機関数」と、血液由来加工受託サービスと脂肪由来幹細胞加工受託サービスを合計した「加工受託件数」及び「営業利益率」の各数値、並びにサービス分類別売上高の四半期（3か月）推移は以下のとおりとなっております。

(金額単位：千円)

	2021/10 期 第4四半期	2022/10 期 第1四半期	2022/10 期 第2四半期	2022/10 期 第3四半期	2022/10 期 第4四半期	直前四半期 対 比
提携 医療機関数	1,028院	1,109院	1,204院	1,301院	1,378院	+77院
加工受託 件数	4,294件	4,488件	4,711件	6,892件	7,071件	+179件
営業利益率	38.4%	29.8%	28.1%	38.1%	45.1%	+7.0ポイント
(サービス分類別 売上高)						
加工受託 サービス	527,631	549,389	581,652	757,135	887,858	+17.3%
コンサルティング サービス	70,012	59,956	59,495	111,772	125,154	+12.0%
医療機器販売	186,000	171,753	159,780	171,745	166,845	△2.9%
化粧品販売 その他	34,322	39,818	75,174	135,313	220,982	+63.3%

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、加工施設設備の増強、品質管理の向上、研究開発機能の充実・強化等を目的とした設備投資を実施しております。

当事業年度の設備投資の総額は102,569千円ですが、その主なものはCPC製造設備拡充に関する投資84,200千円です。

なお、当事業年度において生産能力へ重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 4 期 (2019年10月期)	第 5 期 (2020年10月期)	第 6 期 (2021年10月期)	第 7 期 (当期) (2022年10月期)
売 上 高 (千円)	1,611,587	1,855,475	2,922,232	4,273,829
経 常 利 益 (千円)	303,346	412,807	1,006,367	1,583,639
当 期 純 利 益 (千円)	199,606	274,082	651,396	1,017,842
1株当たり当期純利益(円)	15.30	15.19	35.17	54.54
総 資 産 (千円)	1,842,242	2,352,136	3,365,353	4,599,680
純 資 産 (千円)	1,607,703	2,042,507	2,720,353	3,785,531
1株当たり純資産(円)	93.04	110.63	145.14	200.37

- (注) 1 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合、また2021年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

経営戦略を推進するうえで、会社が対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取り組みが必要であると考えております。

① 国内再生医療市場の拡大

当社が展開する再生医療関連事業が属する再生医療市場は、国内外で急速に成長しております。医療機関並びに患者における認知度の拡大を背景に今後も継続的な成長が見込まれる中、当社は適切な人材や資金を投下することで、リーディングカンパニーとして再生医療市場を牽引し続けることが、当社の事業拡大や財務の安定化につながると考えております。

② 加工受託処理能力の向上

再生医療等に係る国内外での有効臨床データの発表や当該治療方法の認知度の高まり等を背景に、当社の再生医療関連事業での加工受託件数は、順調に増加しており、今後もこの傾向は継続するものと認識しております。当社は、加工受託件数の増加にあわせた処理能力の向上のため、新規設備への投資を検討する他、外部事業者への一部加工業務再委託の実施や加工業務に使用する培地や機器等の改良・増設等による作業工程の効率化等とともに、専門的な知識・技能を有する優秀な人材の採用と育成を進めております。

③ 治療・診療データの蓄積・エビデンスの確保

加工受託の実績及び医療機関等との連携による治療・診療等の実績データの蓄積・エビデンスの確保は、学会やセミナー等での展開やアカデミア・医師等との協働推進、さらには新たな事業エリアへの布石に向けて必要不可欠なものであると認識しております。当社では、かかるデータ蓄積・エビデンス確保を重要な経営課題と認識するとともに、その手法についても強化、改善してまいります。

④ 内部統制、内部管理・法令遵守・情報管理体制の強化

事業推進や外部との協業等において、当社の経営管理上の信用力向上が必要となります。そのためには、内部統制システム及びリスク管理・法令遵守・情報等に関する内部管理体制の基盤構築が重要であると認識しております。当社では、かかる内部統制・内部管理体制の強化を継続的に実施してまいります。

⑤ 知財戦略

当社の事業推進の過程や第三者との共同研究等で獲得した知的財産権の確保は、競争力の確保、将来の事業展開のために重要であると認識しております。当社では、かかる知的財産権を顧問弁理士との緊密な連携により維持・確保してまいります。

⑥ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタルトランスフォーメーションの推進は当社の継続的なイノベーションの創出や競争優位の源泉となる無形資産投資であり、経営戦略の重要な課題と認識しております。業務プロセスやビジネスモデル、企業文化等の変革に向けて、担当部署のみならず全社員が当事者意識を持ち、デジタルトランスフォーメーションに向けての投資を推進してまいります。

⑦ サステナビリティへの取組

企業価値を継続的に向上させていくためには、従来の財務面のパフォーマンスに加えて、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを同期化させ、経営・事業変革を推進していくことが必要であると認識しております。そのためには、人（Human）社会（Social）未来（Future）にフォーカスしたHSF経営の推進、高い収益性を維持しながら持続的に成長していく指標としてのセルソースグロスレートの明確化（セルソースグロスレート＝売上高成長率＋EBITDAマージン）及び人材・多様性の確保等の取組を重要な経営課題と認識するとともに、積極的に進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

再生医療関連事業

- ・脂肪・血液由来の組織・細胞の加工受託サービス
- ・再生医療等法規対応等医療機関向けコンサルティングサービス
- ・医療機器販売
- ・化粧品販売その他

(6) 主要な営業所（2022年10月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区渋谷一丁目19番5号 渋谷美竹ビル2F
再生医療センター	東京都渋谷区渋谷一丁目17番2号 TOKYU REIT渋谷宮下公園ビル2F

(7) 従業員の状況（2022年10月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名	19名増	37.0歳	2.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者36名（月末平均による年間平均雇用人員数）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先（2022年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 発行可能株式の総数 | 51,840,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 18,685,800株 |
| (3) 株主数 | 8,200名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山川 雅之	8,608,200株	46.06%
裙本 理人	2,376,000株	12.71%
シリアルインキュベート株式会社	1,900,800株	10.17%
株式会社日本カस्टディ銀行 (信託口)	847,500株	4.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	358,500株	1.91%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT T JPRD AC ISG (FE-AC)	204,346株	1.09%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	175,300株	0.93%
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	140,225株	0.75%
NORTHERN TRUST CO. (AV FC) RE IEDU UCITS CLI ENTS NON LENDING 15 P CT TREATY ACCOUNT	90,000株	0.48%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STA TE STREET BANK INTERN ATIONALGMBH, LUXEMBOU RG BRANCH ON BEHALF O F ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	77,160株	0.41%

(注) 持株比率は、自己株式(575株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
2017年10月23日開催の取締役会決議による第2回新株予約権

① 新株予約権の行使時の払込金額 1株につき14円

② 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

ただし、退任又は退職に伴い当社とアドバイザー契約あるいはそれに類する契約を締結した場合及びその他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使期間の開始日あるいは目的となる株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日以後6カ月間を経過する日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

③ 新株予約権の行使期間 2019年10月24日から2027年10月23日まで

④ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	100個	普通株式360,000株	1人

(注) 1 社外取締役、監査役には新株予約権を付与していません。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3,600株であります。

3 当社は、2018年5月10日付で普通株式1株につき2株の割合で、2019年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で、2020年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で、また2021年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「目的となる株式の種類及び数」を調整しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年10月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	裙 本 理 人	—
取 締 役	雨 宮 猛	—
取 締 役	山 川 雅 之	シリアルインキュベート株式会社代表取締役 シナジオン株式会社代表取締役 フォレストリート株式会社代表取締役
取 締 役	村 上 憲 郎	株式会社村上憲郎事務所代表 株式会社ブイキューブ社外取締役 株式会社メルカリ社外取締役
取 締 役	藤 沢 久 美	株式会社静岡銀行社外取締役 豊田通商株式会社社外取締役 株式会社ネットプロテクションズホールディングス社外取締役 株式会社国際社会経済研究所理事長
取 締 役	澤 田 貴 司	株式会社ロッテベンチャーズ・ジャパン代表取締役
常勤監査役	山 下 公 央	—
監 査 役	小 山 秀 夫	—
監 査 役	尾 崎 恒 康	弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所代表 東ソー株式会社社外監査役

- (注) 1 取締役 村上憲郎氏、藤沢久美氏及び澤田貴司氏は、社外取締役であります。
2 監査役 山下公央氏、小山秀夫氏及び尾崎恒康氏は、社外監査役であります。
3 当社は、取締役 村上憲郎氏、藤沢久美氏及び澤田貴司氏、監査役 小山秀夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4 監査役 山下公央氏は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5 当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名であり、花木博彦氏、大西勝二氏、櫻田伸一氏、杉祐次郎氏であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と各監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社

との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は 当社取締役、当社監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬を決定するにあたっての方針と手続

定時株主総会で決議された報酬限度額以内で、以下に決定しております。

(ア) 取締役

取締役会決議により、取締役の報酬についての以下の基本方針を定め、報酬額を決定しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

I 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

II 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

III 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(営業利益及び当期純利益)を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとし、支給額は各取締役の役位・職責に基づいて算出された額を賞与として決定し、毎年、一定の時期に支給する。なお、業務執行取締役に対する業績連動報酬について当

期売上高の対前期比増加比率及び営業利益率に応じて賞与を支給するものとする。

IV 金銭報酬の額または業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の固定報酬及び業績指標に連動する業績連動報酬（賞与）の割合については、事業環境や財務状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とする。

V 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会において決議する。

(イ) 監査役

監査役の報酬は固定報酬で構成され、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	68,026千円 (24,600千円)	65,250千円 (24,600千円)	2,776千円 (-)	- (-)	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	16,950千円 (16,950千円)	16,950千円 (16,950千円)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合 計	84,976千円	82,200千円	2,776千円	-	9名

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役の人数は3名です。
- 2 監査役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における監査役の人数は2名です。
- 3 業績連動報酬にかかる業績指標は当期売上高の対前期比増加比率及び業績連動報酬控除前の営業利益率であり、2022年10月期の実績はそれぞれ+46.3%、37.0%となります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役村上憲郎氏は、株式会社村上憲郎事務所代表、株式会社ブイキューブ社外取締役及び株式会社メルカリ社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役藤沢久美氏は、株式会社静岡銀行社外取締役、豊田通商株式会社社外取締役、株式会社ネットプロテクションズホールディングス社外取締役及び株式会社国際社会経済研究所理事長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役澤田貴司氏は、株式会社ロッテベンチャーズ・ジャパン代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役尾崎恒康氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所代表及び東ソー株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言内容並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	村 上 憲 郎	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席し、会社経営経験者としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の実効性の向上及び支配株主との利益相反の監督を果たしております。
取 締 役	藤 沢 久 美	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、会社経営及び様々な公職歴任経験者としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の実効性の向上及び支配株主との利益相反の監督を果たしております。
取 締 役	澤 田 貴 司	2022年1月27日の就任以降の取締役会11回全てに出席し、会社経営経験者としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の実効性の向上及び支配株主との利益相反の監督を果たしております。
常勤監査役	山 下 公 央	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会14回全てに出席し、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、発言を行っております。
監 査 役	小 山 秀 夫	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会14回全てに出席し、大学教授としての長年の研究と医療業での専門的な知見に基づき発言を行っております。
監 査 役	尾 崎 恒 康	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、監査役会14回全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき客観的・専門的な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進体制や役職員の遵守事項等を明文化することにより、コンプライアンスに対する意識の醸成とその遵守徹底を図っております。
 - ・コンプライアンス・リスク協議会において、当社事業の関連する全ての法令を洗い出し、それらのリスク評価とリスク低減策を定期的実施・策定し、モニタリングしております。同協議会には顧問弁護士がアドバイザーとして出席し、専門的知見で適宜助言を受けております。
 - ・常勤監査役が取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、役職員の職務執行状況をタイムリーに把握し、必要に応じて助言を行っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・「文書保管管理規程」を定め、各種議事録やその他の重要文書等の取締役の職務執行に係る情報は適切に保存、管理しております。
 - ・文書管理の責任部署は管理部とし、管理部は文書の保存と閲覧権限を適切に設定し、情報管理を行うとともに、取締役及び監査役からの要請に基づき、速やかに必要文書を閲覧に供することができる体制としております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」を定め、当社の抱える諸リスクの分類、評価、対応、モニタリング方法等を明確化し、リスクに対する管理体制を構築しています。
 - ・コンプライアンス・リスク協議会において、「リスク管理規程」に基づき会社に発生し得るリスクを洗い出し、それぞれのリスクごとに「重大性」と「発生頻度」でマトリックス評価のうえ、リスク受容度を測定、その軽重に応じた対応策を実施することとしています。また、実施した対応策の進捗や効果についても同協議会においてモニタリングすることとしています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」、「経営会議規程」及び「組織規程」において、取締役会、経営会議、社長及び業務執行取締役の決議・承認事項並びに職務権限を明確にし、それぞれの会議体の議案が適切に配分されるようにしております。また、経営会議の議案の内容及びその採否の結果は毎月実施される定時取締役会において報告され、経営上の重要な事項は取締役及び監査役に共有される体制としております。

- ・取締役会及び経営会議の事務局を管理部とし、管理部はそれぞれの議案資料の取り纏めと事前配布等により、議論が効率的に行われるようサポート業務を実施しております。取締役会議案資料につきましては、社外取締役を含め遅くとも会議の3日前までに議案資料を送付、取締役からの要請等必要に応じて資料の事前説明を行う体制としております。
- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」により、監査役会は監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを取締役会に要請できる旨定めています。また、監査役より監査業務に必要な情報の提供又は業務の指示を受けた使用人は当該指示の執行にあたり、取締役の指揮命令を受けないものとしております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・監査役は稟議書等社内決裁書類を閲覧できる権限を有するとともに、取締役会に出席（常勤監査役は経営会議、コンプライアンス・リスク協議会にも出席）し、会社経営上重要な事項を常に取締役と情報共有できる体制としております。
 - ・「監査役会規程」において、監査役会は取締役及び使用人に対し必要な情報を求めることができる旨規定しております。
- (7) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び「内部通報制度規程」において、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、会社及び取締役は不利な取扱いを行ってはならない旨を定めております。
- (8) 監査役職務の執行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項
- ・「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役会は監査役職務の執行について生じる費用を会社に請求できる旨を定めております。
- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は全て社外監査役であり、独立・中立的な立場で実効的な監査を実施できる体制としています。また、「監査役会規程」において、常勤監査役は職務上知り得た情報を非常勤監査役と共有する旨規定しております。
 - ・常勤監査役は、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し必要な情報を聴取するとともに、適宜、社長及び執行役員と意見交換を行い相互の意思

疎通を図っております。

- ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的及び必要に応じて随時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては、取締役会を14回開催し、経営戦略等の方向性や詳細な事業計画等について、社外役員を交えて議論を行い、その内容につき決定しました。
- ・会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失又は不利益を生じさせる虞がある各種リスクについてリスク管理マッピング表に洗い出し、現状及び対応状況について1年ごとに評価し、今後の課題、強化・対応を図りました。
- ・各部門のコンプライアンス及び内部管理に対して、統括責任者として社長を配置しております。また部門的横断組織としてコンプライアンス及び経営上のリスクにおいて種々勘案すべき事項及び行動計画等についてコンプライアンス・リスク協議会を隔月で開催し、その対応について協議を行いました。
- ・常勤監査役は、取締役会、経営会議及びコンプライアンス・リスク協議会等の重要な会議に出席するとともに議事録や決裁書類の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。また常勤監査役は、監査責任者より、内部監査結果の報告を受けるとともに緊密に連携し、業務執行状況について確認しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を適切に行っていくことが極めて重要と考えております。しかしながら当社は、2015年11月の創業と社歴が浅く、成長拡大の過程にあると考えており、財務の安定性と将来の成長に向けての投資等に備えた内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主様に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから当社は、会社創業以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。今後の株主様への剰余金の配当等につきましては、事業環境、当社の経営成績や財務状況、及びそれらを踏まえた投資計画等を総合的に勘案し、株主様への利益の最大化と内部留保のバランスを踏まえて検討してまいります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を想定しておりますが、中間配当を行うことができる旨定款で定めております。なお、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,077,393	流動負債	814,149
現金及び預金	3,123,580	買掛金	109,692
売掛金	657,331	未払金	93,974
商品及び製品	121,352	未払費用	23,568
仕掛品	23,188	未払法人税等	420,726
原材料及び貯蔵品	82,482	未払消費税等	101,350
前渡金	27,356	前受金	31,651
前払費用	47,506	預り金	8,369
その他流動資産	2,122	賞与引当金	24,591
貸倒引当金	△7,528	受注損失引当金	9
固定資産	522,287	その他の	215
有形固定資産	166,262	負債合計	814,149
建物	41,340	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	124,922	株主資本	3,740,933
その他	0	資本金	689,226
無形固定資産	10,480	資本剰余金	599,226
ソフトウェア	10,480	資本準備金	599,226
投資その他の資産	345,544	利益剰余金	2,454,176
投資有価証券	171,429	その他利益剰余金	2,454,176
長期前払費用	22,850	繰越利益剰余金	2,454,176
繰延税金資産	57,000	自己株式	△1,696
敷金及び保証金	94,264	評価・換算差額等	3,045
破産更生債権等	0	その他有価証券評価差額金	3,045
貸倒引当金	△0	新株予約権	41,552
		純資産合計	3,785,531
資産合計	4,599,680	負債純資産合計	4,599,680

損 益 計 算 書

(2021年11月1日から
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,273,829
売 上 原 価		1,209,528
売 上 総 利 益		3,064,300
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,493,247
営 業 利 益		1,571,052
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
為 替 差 益	20,631	
補 助 金 収 入	1,775	
受 取 補 償 金	1,259	
そ の 他	1,691	25,366
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11	
株 式 交 付 費	54	
有 価 証 券 評 価 損	9,549	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,163	
そ の 他	1	12,780
経 常 利 益		1,583,639
税 引 前 当 期 純 利 益		1,583,639
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	581,460	
法 人 税 等 調 整 額	△15,663	565,796
当 期 純 利 益		1,017,842

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から)
(2022年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	679,122	589,122	589,122	1,436,334	1,436,334	△1,444	2,703,134
当期変動額							
新株の発行	10,104	10,104	10,104				20,208
当期純利益				1,017,842	1,017,842		1,017,842
自己株式の取得						△251	△251
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	10,104	10,104	10,104	1,017,842	1,017,842	△251	1,037,798
当期末残高	689,226	599,226	599,226	2,454,176	2,454,176	△1,696	3,740,933

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	149	149	17,069	2,720,353
当期変動額				
新株の発行				20,208
当期純利益				1,017,842
自己株式の取得				△251
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,896	2,896	24,482	27,378
当期変動額合計	2,896	2,896	24,482	1,065,177
当期末残高	3,045	3,045	41,552	3,785,531

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月22日

セルソース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥見 正浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿島 寿郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セルソース株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月26日

セルソース株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	山 下 公 央	Ⓢ
社外監査役	小 山 秀 夫	Ⓢ
社外監査役	尾 崎 恒 康	Ⓢ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に関して、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設及び監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。
また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 当社の取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第19条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあつた株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を發するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会は、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を發するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>

現行定款	変更案
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条（条文省略）	第26条（現行どおり）
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
第27条（条文省略）	第28条（現行どおり）
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数) 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(監査役の選任の方法) 第29条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	(削除)
(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議方法) <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程) <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等) <u>第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<p>(常勤の監査等委員) <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に對して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしなくて監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
第37条～第43条（条文省略）	第33条～第39条（現行どおり）
(新設)	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第40条 当社は、第7回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第7回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</p>
(新設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第41条 2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>② 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	つまもとまさと 裙 本 理 人 (1982年10月21日)	2005年4月 住友商事株式会社入社	2,376,000株
		2015年11月 当社設立代表取締役（現任）	
【取締役候補者とした理由】 裙本理人氏につきましては、創業以来代表取締役として当社をリードしてきた豊富な経験と実績に加え、経営に関する高い見識を有しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を遂行できるものと判断したためであります。			
2	やまかわまさゆき 山 川 雅 之 (1964年7月3日)	1993年10月 聖心美容外科クリニック開設	8,608,200株
		2007年4月 THE CLINIC 東京開設	
2015年1月 シリアルインキュベート株式会社設立 代表取締役（現任）			
2015年11月 当社設立代表取締役			
2016年3月 東京ひざ関節症クリニック開設			
2019年12月 シナジオン株式会社設立代表取締役 （現任）			
2022年1月 当社取締役（現任）			
2022年8月 フォレストリート株式会社設立代表取 締役（現任）			
（重要な兼職の状況） シリアルインキュベート株式会社 代表取締役 シナジオン株式会社 代表取締役 フォレストリート株式会社 代表取締役			
【取締役候補者とした理由】 山川雅之氏につきましては、創業時当社代表取締役として設立に参画し、医師としての豊富な経験・見識に加え、経営に関する高い見識を有しており、当社の更なる事業展開及び経営全般に対する助言・提言を行うことができるものと判断したためであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
3	むら かみ のり お 村 上 憲 郎 (1947年3月31日)	1970年4月 日立電子株式会社（現株式会社日立国際電気）入社 1994年9月 インフォミックス株式会社代表取締役社長兼米国本社副社長 1999年8月 ノーテルネットワークス株式会社（カナダ）代表取締役社長 2001年11月 ドーセント日本法人代表取締役社長 2003年4月 グーグル株式会社代表取締役社長兼米国本社副社長 2009年1月 グーグル株式会社（日本法人）名誉会長 2011年1月 株式会社村上憲郎事務所代表（現任） 2012年3月 株式会社ブイキューブ社外取締役（現任） 2013年8月 株式会社ウェザーニューズ社外取締役 2014年12月 株式会社エナリス代表取締役社長 2017年10月 当社社外取締役（現任） 2021年9月 株式会社メルカリ社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社村上憲郎事務所 代表 株式会社ブイキューブ 社外取締役 株式会社メルカリ 社外取締役	-株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 村上憲郎氏につきましては、企業の経営者としての経験が豊富なことから、当社の更なる事業発展及び経営全般に対する助言・提言を行うことができるものと期待しております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	さわ だ たか し 澤 田 貴 司 (1957年7月12日)	1981年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1998年11月 株式会社ファーストリテイリング取締役副社長 2003年2月 株式会社KIACON設立代表取締役社長 2005年10月 株式会社リヴァンプ設立代表取締役社長兼CEO 2008年6月 株式会社野村総合研究所社外取締役 2012年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外取締役 2013年6月 セコム株式会社社外取締役 2014年6月 株式会社ケーズホールディングス社外取締役 2015年1月 株式会社ロッセ免税店JAPAN代表取締役社長 2015年3月 株式会社リンクアンドモチベーション社外取締役 2016年4月 株式会社リヴァンプ代表取締役会長 2016年5月 同社取締役会長 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（現株式会社ファミリーマート）取締役 専務執行役員社長付 2016年9月 株式会社ファミリーマート（吸収合併消滅会社）代表取締役社長 2017年5月 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（現株式会社ファミリーマート）副社長執行役員事業統括本部CVS事業部長 同社取締役副社長執行役員事業統括本部CVS事業部長 2018年3月 同社代表取締役副社長CVS担当 2019年5月 同社代表取締役社長 2021年3月 同社代表取締役副会長 2022年1月 当社社外取締役（現任） 2022年3月 株式会社ロッセベンチャーズ・ジャパン代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ロッセベンチャーズ・ジャパン 代表取締役	-株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 澤田貴司氏につきましては、複数の企業において経営に携わり、代表取締役を務めたことから、当社の更なる事業展開及び経営全般に対する助言・提言を行うことができるものと期待しております。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 山川雅之氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 3 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年10月31日時点の株式数を記載しております。
- 4 村上憲郎氏及び澤田貴司氏は社外取締役候補者です。なお当社は村上憲郎氏及び澤田貴司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 5 村上憲郎氏及び澤田貴司氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 6 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 7 山川雅之氏の所有する当社株式数については本人名義のものであり、同氏資産管理会社及び近親者が保有する議決権所有割合は2022年10月31日時点で56.47%です。
- 8 村上憲郎氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって5年3ヶ月となります。
- 9 澤田貴司氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	あめ みや たけし 雨 宮 猛 (1962年7月14日)	1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1999年8月 日本オンライン証券株式会社(現auカ ブコム証券株式会社)入社 2002年5月 同社執行役員 2008年6月 同社専務執行役 C F O 2017年6月 当社入社 2017年8月 当社取締役経営管理本部長 2020年3月 当社取締役経営企画本部長 2021年2月 当社取締役最高財務責任者 2022年1月 当社取締役(現任)	62,700株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>雨宮猛氏につきましては、上場企業の立ち上げから経営に携わり、長年にわたり財務責任者を担った他、IR、総務、人事を所管した経験を有しております。これらの経営についての高い知見及び当社事業内容等に対する深い理解により、当社経営執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">お ぎき つね やす 尾 崎 恒 康 (1969年6月24日)</p>	<p>1994年4月 司法研修所 1996年6月 検事任官 1997年4月 福岡地方検察庁 1999年4月 東京地方検察庁特別捜査部 2003年4月 法務省大臣官房訟務部門行政訟務課付 2004年7月 総務省行政管理局企画調整課行政手続室 2005年7月 検事退官 2005年8月 弁護士登録 2008年1月 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 2013年7月 弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所代表（現任） 2014年6月 東ソー株式会社社外監査役（現任） 2016年9月 株式会社高田工業所ガバナンス委員会委員長 2019年1月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人西村あさひ法律事務所 福岡事務所代表 東ソー株式会社 社外監査役</p>	-株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 尾崎恒康氏につきましては、弁護士としての高い専門的知見及び経験を有しております。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、これらの弁護士としての高い専門的知見及び経験並びに当社事業内容等に対する深い理解により、客観的な立場から当社経営執行を監督し、当社経営執行に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	藤 沢 久 美 <small>（1967年3月15日）</small>	1995年4月 株式会社アイフィス設立代表取締役 2004年6月 一般社団法人投資信託協会理事（現任） 2004年11月 株式会社ソフィアバンク取締役 2005年4月 法政大学大学院客員教授 2006年6月 トレンダーズ株式会社監査役 2006年7月 シンメトリー・ジャパン株式会社取締役 2011年6月 日本証券業協会公益理事（現任） 2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構取締役 2013年6月 株式会社静岡銀行社外取締役（現任） ミュージックセキュリティーズ株式会社監査役 2013年8月 株式会社ソフィアバンク代表取締役 2014年6月 豊田通商株式会社社外取締役（現任） 株式会社サイネックス取締役 2014年7月 株式会社お金のデザイン取締役 2016年5月 株式会社クリーク・アンド・リバー社社外取締役 2018年2月 株式会社CAMPFIRE取締役 2018年3月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事（現任） 2018年10月 株式会社ネットプロテクションズホールディングス社外取締役（現任） 2019年4月 一般社団法人Japan Action Tank 理事（現任） 2020年3月 一般社団法人ジャパン・グローバル・リサーチセンター理事長 学校法人神石高原学園理事（現任） 当社社外取締役（現任） 2021年4月 一般社団法人ジャパン・フィランソロピック・アドバイザー理事（現任） 2022年4月 株式会社国際社会経済研究所理事長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社静岡銀行 社外取締役 豊田通商株式会社 社外取締役 株式会社ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役 株式会社国際社会経済研究所 理事長	900株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 藤沢久美氏につきましては、日本初の投資信託評価会社を起業し、代表取締役を務めたほか、様々な公職も歴任し、当社社外取締役を務めております。これらの豊富な経験及び見識並びに当社事業内容等に対する深い理解により、当社事業の発展及び経営全般に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

- (注) 1 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 各候補者の所有する当社の株式数は、2022年10月31日時点の株式数を記載しております。
- 3 尾崎恒康氏及び藤沢久美氏は社外取締役候補者です。なお当社は藤沢久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4 尾崎恒康氏及び藤沢久美氏は、現在、当社の社外監査役及び社外取締役であり、当社は両氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 5 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 6 藤沢久美氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

ご参考：取締役（監査等委員である取締役含む。）のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決した場合の取締役（監査等委員である取締役含む。）のスキルマトリックスは下記のとおりです。

氏名	地位・役割	スキル（当社が求める専門的な知識・経験）								
		企業経営	グローバル経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	ガバナンス・内部統制	組織・人事	ICT/DX	医療	経営戦略・事業推進
裙本理人	取締役	○							○	○
山川雅之	取締役								○	○
村上憲郎	社外取締役	○	○			○	○	○		○
澤田貴司	社外取締役	○								○
雨宮猛	取締役 （監査等委員）			○	○	○	○			○
尾崎恒康	社外取締役 （監査等委員）				○	○	○			
藤沢久美	社外取締役 （監査等委員）				○		○			○

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2018年4月24日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、現在の取締役の報酬限度額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするについてご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、任意の指名報酬諮問委員会へ諮問を経たうえで取締役会で決定しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役は2名）となります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものとします。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることについてご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、任意の指名報酬諮問委員会へ諮問を経たうえで決定しており、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

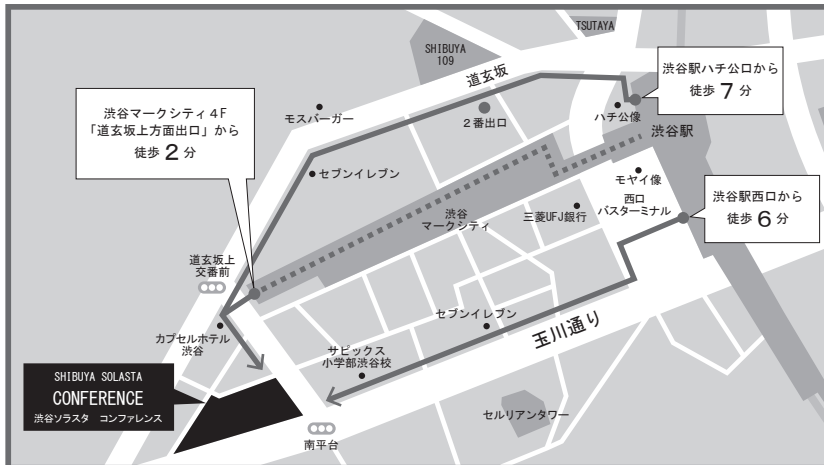
以 上

株主総会会場ご案内図

会場

渋谷ソラスタコンファレンス 4A

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階



交通のご案内

JR各線

渋谷駅

西口

…………… 徒歩 6分

ハチ公口

…………… 徒歩 7分

渋谷マークシティ 4F
道玄坂上方面出口

…………… 徒歩 2分